社会福祉法人八尾隣保館　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人八尾隣保館（以下「当法人」という）定款第９条および第２３条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第２条　役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1)　常勤役員等（法人の職員として勤務する者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する

(2)　非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表４のとおり、費用を弁償する。

２　役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第３条　常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)　報酬については、別表第１に定める額

(2)　賞与については、別表第２に定める額

(3)　退職手当については、別表第３に定める算式により算出される額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第４条　非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)　報酬については、別表第４に定める額

(2)　退職手当については、別表第３に定める算式により算出される額

(3)　非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、実費弁償とする。

（当法人職員給与との併給）

第５条　当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第５の定めによるものとする。

（報酬等の支給方法）

第６条　常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1)　報酬については、毎月２５日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その前日に支払う。

(2)　賞与については、毎年６月及び１２月とする。

(3)　退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後３か月以内に支給する。

２　非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第７条　新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2　常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3　月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4　本条第２項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第８条　この規定により、計算金額に１円未満の端数については、これを切り捨てる。

（公表）

第９条　当法人は、この規定をもって社会福祉法第５９条の２第３項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第 10 条　この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第 11 条　この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則　この規程は、平成２９年４月１日より施行する。

別表１（常勤役員等の報酬）

役　職　名	報　酬　の　額
理　事　長	月額　　0　円
理　　事	月額　　0　円

別表２（常勤役員等の賞与）

6 月の賞与	報酬月額×0 か月分
12 月の賞与	報酬月額×0 か月分

別表３（役員等の退職金算定式）

別紙　退職慰労金規程による

別表４（非常勤役員等の報酬）

(1)　評議員

	日　　額
評議員会への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(2)　理事

	日　　額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

(3)　監事

	日　　額
理事会等会議への出席	10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

＊但し、(1)から(3)については所得税控除額とする。

別表５（職員給与との併給）

①役職ごとの役員報酬額を定める

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役　職　名	役 員 報 酬 額
理　事　長	月額　　0　円
理　　事	月額　　0　円

②合算の上限を定める

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、役員報酬等と職員給与の合計が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役　職　名	月次報酬等合算上限額
理　事　長	合算上限月額　　0　円
理　　事	合算上限月額　　0　円

役員退職慰労金規程

社会福祉法人八尾隣保館の役員退職慰労金の基準について定める。

第１条　役員が任期満了、死亡又は退任したときは、この定めにより退職慰労金を支給する。

第２条　勤続年数は理事長、理事、監事、評議員として各々在職した期間を計算する。

第３条　退職慰労金は第４条の基準額に、前条の各々の在職年数を次の算式により計算した合計額とする。

基準額×在職年数

但し、１年未満は切捨てとする。

第４条　前条の基準額は役職により次のとおりとする。

理事長	５０,０００円
理事・監事	１０,０００円
評議員	５,０００円

第５条　退職慰労金支給額の上限は次のとおりとする。

理事長	５００,０００円
理事・監事	２００,０００円
評議員	１００,０００円

第６条　理事長は在職中、法人に対し重大な損害を与えた者に対し、第３条の金額を減額し、または支給しないことができる。

第７条　退職慰労金の支給は原則として、退任した年度、または翌年度までとする。

第８条　なお、法人の経営状態により基準額の変更がありうる。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 22 年 10 月 23 日より施行する。
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。